

# 野外での火の取扱いに注意!!

～ 山火事を 起こすも防ぐも 私たち ～

- 令和7年は27件の山火事が発生し、約6割が2~5月に集中していました。
- 令和7年は野焼き等人為的原因による山火事が約7割を占めていました。
- 林野火災警報・注意報の発令状況をチェックし、野外での火の取扱いに十分注意しましょう。



▲林野火災警報・注意報の発令状況はこちら▲

## 【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可が必要！**

火入れ許可の対象(森林法第21条)。

◆造林のための地ごしらえ、開墾準備・害虫駆除・焼畑・牧草の改良のため

## ◎令和7年に山火事が発生した市町村

発生件数：27件（前年比6件減）

被害面積：3,702.21ha(前年比3,502.56ha増)

林野火災  
100ha以下  
100ha以上

ヘリ消火



写真提供：岩手県防災航空隊



令和7年2月に大船渡市で発生した山火事

## 【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、**原則禁止！**

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

例外として

◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

◆たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

**市町村等の条例により、行為前に消防署への「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要**

**林野火災警報発令時は火入れも野焼きも禁止！**

(違反した場合30万円以下の罰金または拘留 消防法第22条及び44条)